



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

個人事業者に有利な税制を…税制改正要望集会に参加しました！

8月号の青色だよりもお伝えしましたが、毎年11月に全国各地の青色申告会が一同に介して東京に集まり、国に税制の改正を求める税制改正要望集会及び陳情活動を行っています。今年度は11月20日に、福岡県青色申告会連合会より梅原会長と長野事務局長、福岡中央青色申告会の堀川会長、西福岡青色申告会の田中会長が参加をいたしました。全国各地の青色申告会から意見を集めし、国会に対して改正要望を行っており、近年では「個人事業主の事業承継税制の創設」を実現するなど、様々なところで個人事業主のための税制改正に一役を担っています。

今年度においては最重点事項として、以下のような陳情活動を行い、今後の税制改正の要望をしています。



□ 青色事業主勤労所得控除の早期実現の要望

現在、個人事業主には勤労性所得が認められておらず、一方で実態が類似する同族法人に対しては役員報酬が支払われ、給与所得控除が認められている。働き方の違いで課税のあり方に不公平が生じている状態にある。個人事業主にも一定の勤労性を認め、所得控除を実現すべきである、と要望しています。

□ 消費税制の簡素化の要望

10月より導入された軽減税率制度は、小規模事業者の事務負担を増大させ、また軽減税率制度の対象となる品目についても区分けが分かりにくいという問題がある。対象品目をはじめ軽減税率制度のあり方を見直すことを求める要望をしています。

また、上記に加え令和5年10月以降に予定されているインボイス制度への移行については、小規模事業者の事務負担の増大もさることながら、小規模事業者が取引から排斥されることも考えられる。複数税率が導入されても請求書等に一定の記載事項を追加することで、区分経理等には十分に対応できることから、インボイス制度への移行は取りやめるべきである、という要望を出しています。

□ 個人版事業承継税制の円滑な運用の要望

長年の運動によって実現した「個人事業主の事業承継税制」ですが、さらに円滑な運用が図られるよう、対象となる事業用資産やその資産評価のあり方の見直しを要望しています。具体的には、現状では対象外となっている白ナンバーの事業用車両や棚卸資産、事業用資金を制度の対象とすべきである、という要望を出しています。



上記の内容については現時点では、国に要望を申し出ているという状況です。一日も早い実現を願うばかりです。青色申告会では今後も、「正直者がバカを見ない税制の確立」に向け努力して参ります。

棚卸表の作成をお忘れなく

販売するために仕入れた商品・製造した製品・製造途中の仕掛品・原材料が年末に在庫として残っている場合には、その在庫を仕入値で合計し、棚卸資産として計上します。



12月31日現在での商品・製品などの棚卸資産がどれくらいあるのかを調べ、在庫を一覧表にまとめた棚卸表を任意の様式で構いませんので作成し、申告の際にご持参ください。

【棚卸表の作成例】

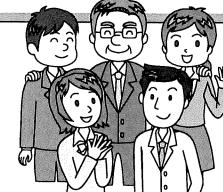
品名	数量	単価	金額
A	10個	1,100円	11,000円
B	20個	2,200円	44,000円
C	50個	5,500円	275,000円
合計			540,000円



確定申告の案内ハガキが税務署より1月中旬に郵送される予定です。

税務署からのハガキには、皆さまの個人情報が記載されておりますので、大切に保管し、確定申告の際には必ず当会にご持参下さいようお願い致します。

なお、確定申告はe-Taxにより行いますので、確定申告書用紙は不要です。



柳川・大川バスハイクツアーを開催しました!



11月の『税を考える週間』に合わせて、昨年に引き続き第2回目となるバスハイクツアーを11月12日(火)に開催しました。昨年もお世話になった九州旅本舗の松尾さんに今年もご協力いただき、柳川・大川方面を巡るツアーを開催いたしました。

今回は天候にも恵まれ、ツアーでは定番の「柳川の川下り」から始まり、「御花」を散策しました。大川市に移動して鰻のせいろ蒸しに舌鼓をうった後は、大川商工会議所さんのご協力のもと、高田製材所さん、立野木材工芸さんを見学しました。その後、みやま市に場所を移し「清水寺本坊庭園」で紅葉狩りを行いました。博多へと戻る途中、今年話題となった大宰府市にある令和の起源となった「坂本八幡宮」に立ち寄るという行程となりました。

昨年に引き続きご参加いただいた方も多く、事務局も含め非常に充実した時間を過ごすことができました。お忙しい中ご参加いただいた皆さまには、改めてお礼申し上げます。

次回開催の折には、もっと大勢の方のご参加をお待ちしております！

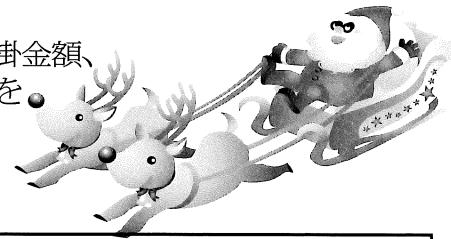
もうすぐ年末調整です！準備を始めて下さい！

専従者や従業員に給与や賞与を支給している事業者は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行なっています。

年末調整を計算したうえで、7月～12月分の預かった税金を納めて下さい。

納付期限は1月20日(月)です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です！)



源泉所得税納付期限（毎月納付）	令和2年1月10日(金)
源泉所得税納付期限（半年納付）	令和2年1月20日(月)
給与支払報告書の提出	令和2年1月31日(金)

12月27日(金)は会費口座振替日

今月の12月27日(金)が口座振替日です。同封の『会費等の口座振替のお知らせ』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、12月13日(金)までにご連絡をお願いします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただかず、ご持参下さいようお願い致します。

弁護士による無料相談行います！

弁護士の橋 先生による無料の相談会を行います。

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

12月26日(木)15:00～17:00

(場所：福岡中央青色申告会 事務所内)

行 事 予 定 日 今 月 以 降 日 の	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	12月2日(月)	税務相談日
	12月23日(月)	年末調整集合指導会
	12月26日(木)	法律相談日
	12月27日(金)	仕事始め
	1月6日(月)	仕事始め
	1月7日(火)	年末調整集合指導会

※その他出張や講習等で時間帯によっては職員不在のこともありますので、ご来会の際は事前にお電話でお問い合わせ・ご予約をお願いいたします。

ふくおかNEWS

メール : info@aoiro-f.com
H P : <http://aoiro-f.com/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

今年も残すところあと1か月。元号が令和に変わり、なんとなく1年が短かったような気がします。

今年は消費税率の引き上げや軽減税率の導入など帳簿の上でも変化の多かった年です。ぜひ、確定申告前に予約を入れて帳簿のチェックのためご来会ください！